実施しています!



令和3年経済センサス - 活動調査

回答は便利なインターネット回答をご利用ください!

この調査は6月1日を基準日として行われ、全国のすべて の産業分野における事業所・企業の経済活動の状態を、全 国的・地域別に明らかにすることを目的としています。調 査票は、調査員がお伺いして直接配布するか、国が民間事 業者を活用し、企業の本社等に傘下の事業所の調査票を 一括して郵送します。調査員がお伺いする場合は、必ず 「調査員証」のほか「従事者用腕章」を身に付けています ので、安心してご回答ください。

▶調査の対象

すべての事業所および企業(個人の農林漁家等は除く)

▶インターネット回答(推奨)

インターネットでの回答は、調査書類のなかの「イン ターネット回答利用ガイド」をご覧いただき、6月8日 火までに回答をお願いします。

※インターネットでの回答が確認できなかった場合は、紙の調査 票で回答していただきます。6月9日以降、調査員があらためて 訪問します。

▶調査票の管理

回答いただいた調査票は厳重に管理します。集計が完 了した調査票は、溶解処分する措置を講じています。

▶問い合わせ

談ください。

> 実施要件

目が山林等であること

以上(複数人の合計でも可)など

(町と協定締結)

- ■調査票の記入方法など調査全般間コールセンター(■ 0120・430・103)
- ●インターネット回答について問コールセンター(■0120·619·730)

森林の整備を実施します!

町では、放置された里山・平地林を再生し、景観や生物

多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の発揮を図る

ため「里山・平地林整備事業」を実施します。この事業は、

森林の所有者からの相談を受けて、町が森林整備を実施

するもので、所有者は自己負担なく森林を整備できます。

整備例は町公式ホームページに掲載していますので、竹

の侵入や笹の繁茂などでお悩みの方は、ぜひご活用くだ

さい。まずは、次の実施要件を確認のうえ、農林課へご相

○自己が所有または管理を委託された土地で、現況地

○事業実施後、5年間の維持管理(自己負担)を行うこと

○1カ所当たりの森林面積がおおむね0.3ヘクタール

○協定期間中は山林以外への転用を行わないこと

※実施箇所の境界を明確に把握されている方に限ります。

●調査員に関すること 圓自治防災課(▼581・2121内線372)

スマートフォン決済アプリで 自動車税 (種別割) の納付ができます!

県では、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB)による自動車税(種別割)の納付を開始しまし た。また、ウェブサイト「Yahoo!公金支払い」を利用した クレジットカード納付やインターネットバンキング等を 利用したペイジー納付、金融機関やコンビニでも納付で きます。納税通知書は、5月6日以降にお手元に届く予定 です。納期限までに納税をお願いします。

このほかにも、自動車税(種別割)を納期限までに納税 して領収書等を協賛店で提示すると、割引などのサー ビスが受けられる自動車税「納めてプラス! |キャン ペーンを実施しています。詳しくは、県のホームページ をご確認ください。

- ※自動車税(種別割)全般に関すること、住所変更・納付書紛失な どの連絡、納税状況の確認等については、自動車税コールセン ターにご連絡ください。
- ※自動車税(種別割)収入額の一部は「彩の国みどりの基金」に積み 立て、県内のみどりの保全や創出等に活用しています。

5月31日(月)は自動車税(種別割)の納期です

- ●自動車税(種別割)全般に関すること
- 問自動車税コールセンター(▼0570・012・229)
- ●彩の国みどりの基金に関すること
- 問 県みどり自然課(▼048・830・3140)

ご利用ください! 寄居町エコハウス推進事業補助金



町では、温室効果ガスの削 減や電力需要のピークに達 する時間帯をシフトすると ともに、災害時に自立的エネ ルギーを確保できる家づく りを促進するため、自己用の 住宅に「エコハウス事業」を

実施する方へ補助金(最大70万円)を交付します。

エコハウス事業とは、対象機器を設置する事業を指し、 機器の組み合わせによって補助金額が異なります。

- ▶対象機器/住宅用太陽光発電システム+HEMS(住宅 用エネルギー管理支援システム)機器、家庭用燃料電池 システム、ガスエンジン給湯器、家庭用蓄電池システム
- ▶申し込み/事業開始前に、申請書等を生活環境エコタウ ン課へ提出してください。詳細は、町公式ホームページ をご覧いただくか、生活環境エコタウン課へお問い合わ せください。
- ※予算額に達した時点で受付終了

問生活環境エコタウン課(■581・2121内線224)

犯罪被害者等支援制度のご案内

ある日突然、犯罪等の被害者やその家族、遺族になる 恐れは誰にでもあります。犯罪被害者やその家族は、身 体、精神、経済面等さまざまな問題に直面することになり ます。

町では、犯罪被害者等が受けた被害の軽減や回復を図 り、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会 を実現するため『寄居町犯罪被害者等支援条例』を策 定し支援を行っています。

人権推進課に総合的対応窓口を設置しています

犯罪被害者等が不安に感じていること、直面している問 題等について、必要な情報の提供および助言を行うとと もに、関係機関等との連絡調整を行います。

町民や事業者の皆さんの理解と協力が必要です

犯罪被害者等が置かれている状況や心情、二次被害につ いての理解をお願いします。また、事業者の皆さんは、犯 罪被害者等の就労および勤務についてもご配慮をお願 いします。

見舞金を支給します

被害からの早期回復および軽減を図るため、見舞金を支 給します。

ト見舞金の種類等

- ○遺族見舞金 30万円 犯罪行為により死亡した方の遺族
- ○傷害見舞金 10万円

犯罪行為により傷害を負った方(一定の要件があります)

- ※令和3年4月1日以降に発生した犯罪の被害にあった方
- ※犯罪にあった時点で町内在住の方

申請方法

申請書に必要な書類を添えて人権推進課へ提出してく ださい。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

トその他

支給対象者と加害者との間に親族関係(三親等内の親 族)がある場合など、支給が受けられない場合がありま す。詳細は、お問い合わせください。

問人権推進課(▼581·2121内線411)

公営企業経営戦略を



策定しました

町では、住民生活に欠くことのできない重要なサービ スである水道事業、農業集落排水事業および公設浄化槽 事業の経営戦略を策定しました。

経営戦略は、町が運営する公営企業において、将来に わたり安定的に事業を継続していくための中長期的な 基本計画です。各事業の経営戦略は、令和3年度から令和 12年度までの10年間を計画期間とし、事業の現状分析、 運営方針、財政試算等を内容としています。詳細は、町公 式ホームページをご覧ください。

QRコードから、町公式ホームページにアクセス!













- 水道事業経営戦略・農業集落排水事業経営戦略に ついて
- 問上下水道課(▼581·2121内線266)
- ●公設浄化槽事業(特定地域生活排水処理事業)経営戦略 について
- 間生活環境エコタウン課(▼581・2121内線223)



寄居町国民健康保険データヘルス計画の 中間評価を実施しました

町では、国民健康保険被保険者の健康保持増進を目 的とし、健康・医療情報を活用してPDCA※サイクル に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るた め、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする 「寄居町国民健康保険データヘルス計画(第2期保健事 業実施計画・第3期特定健康診査等実施計画) | を策定 しています。

令和2年度には、計画の中間評価を実施しました。中 間評価報告書の詳細は、町公式ホームページをご覧くだ さい。

QRコードから、町公 式ホームページにア クセス!





%PDCA

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)

問町民課(■581・2121内線113~115)



▶相談期限/6月15日(火)

問農林課(▼581·2121内線403)